

大阪公立大学工業高等専門学校期限付講師に関する規程

制 定 令和4.3.31 規程 372

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用教職員就業規則」という。)第2条第4項の規定に基づき期限付講師に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「期限付講師」とは、有期雇用教職員就業規則別表第1の区分の1に規定する者をいう。

(労働契約の期間等)

第3条 期限付講師の採用は、契約期間を定めて行う。

- 2 前項の契約期間は、1の会計年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)を超えない範囲内で定めるものとする。
- 3 前項の契約期間は、1年を超えない範囲内で更新をすることができる。ただし、更新後の契約期間の末日は、その更新をした日の属する会計年度の末日までとする。
- 4 前項の契約期間の更新は、最初の契約の日から通算して5年を超えないものとする。
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、過去に本法人との間で締結された有期労働契約の契約期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項の規定の適用を受ける契約期間を除く。)があった場合は、当該期限付講師の契約期間は、その契約期間を含め、通算して5年を超えないものとする。
- 6 契約期間の更新をすることがある場合には、労働契約の際、更新の可否及びその基準を当該期限付講師に通知するものとする。

(採用の方法)

第4条 期限付講師の採用は、競争試験又は選考により行う。

(試用期間)

第5条 期限付講師には、理事長が認めた場合は試用期間を設けないことができる。

(給与の種類等)

第6条 期限付講師の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

- 2 前項の給料の額は、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程を準用して定める。ただし、初任給基準と最高号給については、学歴免許等に応じ、次の表に定めるとおりとする。

学歴免許等	初任給	最高号給
博士課程	2級38号	

修士課程	2級 20号	2級 72号
大学卒	2級 8号	
短大卒	1級 10号	

3 第1項に定める手当については、大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則第2条第2項に定める教員（以下「常勤教員」という。）の例による。

（休暇等）

第7条 期限付講師の年次有給休暇は、1年間につき20日とし、特別休暇、病気休暇及び職務専念義務の免除については、常勤教員と同様とする。

（有期雇用教職員就業規則の適用）

第8条 期限付講師の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、有期雇用教職員就業規則を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（契約期間の特例）

- 2 大阪府立大学工業高等専門学校期限付講師に関する規程の適用を受けていた期限付講師としての契約期間は、この規程による契約期間に通算する。
- 3 第3条第5項に規定する過去に法人との間で締結された有期労働契約の契約期間には、合併前の公立大学法人大阪府立大学及び合併前の公立大学法人大阪市立大学と締結された契約期間を含むものとする。